

## 会員規約

### 第 1 条(名称)

本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本スタジオ」といいます)

### 第 2 条(運営主体)

本スタジオの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はアトリエトワエモア並びにピラティススタジオ me& (以下「当スタジオ」)が行います。

### 第 3 条(目的)

本スタジオは、入会された会員が本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図ったりダンス技術の習得とともに、品位あるスタジオライフをエンジョイすることを目的とします。

### 第 4 条(入会資格)

1. 本スタジオの会員は、次の各号の前部に該当する方に限ります。

1 年齢満 16 歳以上の方。未成年者の場合、入会についてその親権者の同意がある方。

2 本スタジオの会員規則その他本スタジオの定める諸規定を厳守される方。

3 暴力団関係者でない方。

4 医師等により運動を禁じられている方。妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません。但し医師による診断書により 運動の許可が得られた場合に限り入会可能とする。尚、本スタジオにて妊娠に関連する一切の責任を当スタジオは負わないものとする。

5 伝染病その他第三者に伝染又は感染する恐れのある疾患に罹患されていない方。

6 成年被後見人でない方、及び被保佐人でない方。

7 その他会員として適当でないと当スタジオが判断した以外の方。

2. 前項の各号に該当するか否かの判断にあたっては、当スタジオは理由を示すことなく、その裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。
3. 前項の 6 号の全部又はいずれかの要件を欠く方であっても、当スタジオの判断によりに入会を認める場合があります。かかる判断にあたっては、当スタジオが理由を示すことなくその裁量により判断できるものとし、入会希望者はこれに異議を述べないものとします。

#### **第 5 条(会員の種類及び権)**

1. 当スタジオの会員種類及び権利は施設ごとに別に定める通りです。
2. 本スタジオは、必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。かかる場合、当スタジオは事前に会員に告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### **第 6 条(入会手続)**

- ①本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- ②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第 17 条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

#### **第 7 条(入会金)**

会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

#### **第 8 条(資格停止及び除名)**

本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)

- 2 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
- 3 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- 4 本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9 その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### **第 9 条(会員資格の喪失)**

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、本スタジオから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

#### **第 10 条(会員資格の譲渡禁止)**

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

#### **第 11 条(会費等の支払)**

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。(月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

#### **第 12 条(休会)**

- 1 会員は、各月の 10 日(10 日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10 日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2 一回の届出による休会期間は 1 ヶ月から 6 ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の 10 日までに休会期間の延長を希望する場合

は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。(最長、1回につき連続 1年間まで)

### **第 13 条(会員種類の変更)**

会員は、各月の 10 日(10 日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。10 日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

### **第 14 条(退会)**

会員は、各月の 10 日(10 日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10 日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

### **第 15 条(休業)**

本スタジオは、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設を休業出来るものとする。

- 1 毎月施設ごとに定める定休日
- 2 年末年始の休業日
- 3 夏季休業日
- 4 施設の保守・点検・修繕をする場合
- 5 当スタジオの主催するイベントなどで当スタジオが必要とする場合

### **第 16 条(施設の廃止・利用制限等)**

次の各号のいずれかに該当する場合、本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます

- 1 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
- 2 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。

4 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。

5 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

### **第 17 条(会員の利用及び事故)**

1 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。

2 本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき 事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。

### **第 18 条(紛失物・忘れ物・放置物)**

1.会員が本施設の利用に際して生じた紛失については、本スタジオは一切損害賠償・補償等の責を負いません。

2.忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処分させて頂きます。

### **第 19 条(禁止事項)**

1 許可なく館内を撮影、または録音すること。

2 許可なく本施設内において物品の販売や営業行為や勧誘をすること。

3 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。

4 他人を誹謗・中傷すること。

5 他人に対する暴力行為や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為

6 ペット・動物を持ち込むこと。

7 館内での喫煙。

8 施設内での飲食。

9 当スタジオ及び従業員やインストラクターの業務を妨げる行為。

10 他人の施設利用を妨げる行為

11 本施設の器具・備品の損壊や備付備品の持ち出しをすること。

12 その他、本号各号に準じる行為。

#### **第 20 条(変更届)**

1.会員は、入会時の記載事項(住所、氏名、電話番号、e-mail アドレス等)に変更があった場合、速やかに当スタジオに届け出るものとします。

2.会員への個別の通知及び連絡は、会員の届け出た住所宛にすれば足るものとします。

#### **第 21 条(レッスン受講について)**

1.ご予約の変更及びキャンセルについては、アトリエトワエモアは予約当日の午前 6 時。Pilates studio me& は予約日時の前日 23 時 59 分まで可能とし、以降に関してはレッスンがなされたものとし料金が発生いたします。

2. アトリエトワエモア はレッスン開始 15 分前までご予約可能です。ピラティススタジオう me&は、前日 23 時 59 分までご予約可能です。

#### **第 22 条(レッスン休講について)**

1. 講師の急病や受講者が定員に達しない場合、レッスンを休講にする場合があります。(アトリエトワエモアでのグループレッスンは、当日朝 6 時の時点で予約人数が0の場合、休講になる可能性があります。)

2.交通スト、天災地変、行政指導、交通事故、講師の急病、都合などでやむを得ず休講することもあります。

3.講師の事情により休講になる場合、当スタジオから告知しますが開講日当日の場合もありますので予めご了承ください。

4.当スタジオのクラス内容、講師等はやむを得ず断りなく変更する場合がありますが、スタジオ内掲示板、SNS 配信、ホームページ等を通じできる限り迅速にお伝えいたしますのでご了承ください。

5.規定で定められていない範囲の事柄に関しては当スタジオよりその都度提示いたします。

### **第 23 条(諸費用の改定)**

当スタジオは、本規定に基づいて会員が負担すべき料金を運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて 会員種類の改廃・諸会費・諸料金等の金額を変更することが出来、改定日の 1 ヶ月以上前までに会員に対して告知するものとします。

### **第 24 条(個人情報保護)**

- 1.当スタジオは、当スタジオの保有する会員の個人情報を厳重に管理します。
- 2.本施設運営業務としてご案内をする場合利用することがあります。

### **第 25 条(合意管轄)**

本規約に関わる提訴等は大阪地方裁判所とする。

### **第 26 条(細則)**

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

### **第 27 条(改定)**

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を会員に告知するものとする。

### **第 28 条(附則)**

本規約は 2025 年 12 月 1 日より施行します。

名称及び所在地

名 称:atelier toi et moi アトリエトワエモア 所在地 \* 大阪府池田市城南 3 丁目2  
—14 丸正ビル2階

名称 pilates studio me& ピラティススタジオミーアンド 所在地 \* 大阪府池田市  
城南 2 丁目—7—16 神田第1ビル201